

避難指示解除準備区域で造園業を営んでいた申立人が仕入れた植木等について、申立人作成の目録、写真、原発事故直前の造園工事に関する受注伝票等から植木等を仕入れていたことを認め、財物損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

#### 1 損害

- |   |             |
|---|-------------|
| (1) 一時立入交通費                                   | 金280,000円   |
| (2) 営業損害（逸失利益）                                | 金850,000円   |
| (3) 財物損害                                      | 金5,700,000円 |
| 但し、平成22年度決算書記載の商品およびA名義の畑（〇〇市〇〇区〇〇番地）上の植木・庭石等 |             |
| (4) 弁護士費用                                     | 金204,900円   |

#### 2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金7,034,900円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する仮払補償金として金512,001円を支払済みであることを確認する。

申立人は被申立人に対して上記既払金512,001円について、第2項記載の和解金7,034,900円と清算する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第6 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ただし、第1項（3）記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月30日

（仲介委員長 田中俊充、仲介委員 鈴木修司、同 大木健司）